

# 認定・特例認定NPO法人へのご寄付は 税制優遇の対象となります



## ① 寄付者(個人)の税制優遇

寄付したお金の **最大** 約50%が戻ってきます。

【寄付金控除のしくみ】  
住民税も対象となる場合

### 30代 会社員 の例

年収 420万円  
課税対象所得 226万円  
所得税率 10%

最大約50%の  
税額控除 = **減税**

“減税”という形で  
キャッシュバック  
されるんだね～!

還付

税額控除  
最大1万4,000円

(所得控除だと)  
最大5,600円

国・自治体

計3万円を寄付

8,000円

20,000円

2,000円

公益財団法人  
A

認定NPO法人  
B

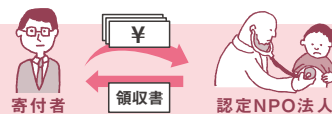
特例認定NPO法人  
C

## ポイント 確定申告等の手続きは簡単3ステップ!

ステップ  
1

### 領収書受領

認定・特例認定NPO法人に寄付(対価性のない賛助会費等を含む)をして、領収書を受け取ります。



ステップ  
2

### 源泉徴収票入手

寄付金控除は「年末調整」では受けられません。「確定申告(還付申告)」が必要です。お勤めの方は、勤務先より「源泉徴収票」を入手してください。

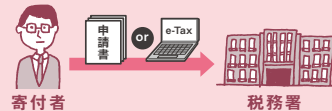


ステップ  
3

### 確定申告書作成・提出

確定申告書を税務署で入手、または国税庁WEBサイトで作成します。確定申告書に下記を添えて、お住まいの管轄の税務署に提出します。

・領収証 ・源泉徴収票 ・認定NPO法人寄付金特別控除額の計算明細表  
※受付期間は、例年2月中旬～3月中旬です。



ゴール!

### 還付金受領

申告内容に問題がなければ、4月頃、還付金が振り込まれます。  
※個人事業主の場合は、確定申告時に納付する所得税から減税されます。



詳しい情報・オンライン作成は国税庁ホームページへ ▶▶ <http://www.nta.go.jp/>

認定・特例認定NPO法人一覧は内閣府ホームページへ ▶▶ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

② 寄付者（相続人）の税制優遇 ※特例認定は適用対象外

# 寄付した相続財産が非課税になります。

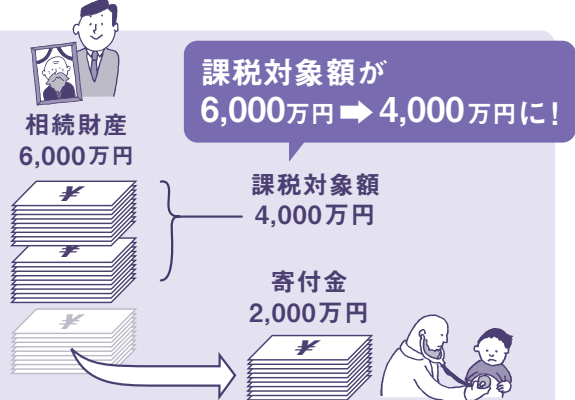
【例】6,000万円の相続財産があった場合

このうちの2,000万円を認定NPO法人に寄付すれば  
相続税の課税対象額は4,000万円になります。

さらに、相続人の方は寄付した2,000万円について、  
「寄付金控除（税額控除・所得控除）」も利用できます。

\*表面参照

※上記は金銭の場合です。不動産等は扱いが異なる場合があります。



③ 寄付者（法人）の税制優遇

# 損金算入限度額<sup>※1</sup>の枠が拡大されます。

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

認定NPO法人に寄付をした場合の損金算入限度額

$$= \text{一般損金算入限度額} + \text{特別損金算入限度額}$$

【例】資本金1億円、所得金額2,000万円<sup>※2</sup>の場合の  
寄付金損金算入限度額



※1 寄付金には損金算入限度額があります。「損金算入限度額」とは、損金（法人税法上認められている費用、損失など）としてできる限度額をいいます。  
※2 寄付金支出前の金額。



## 認定NPO法人とは

認定(特例認定)NPO法人は、所轄庁(都道府県・政令市)から「その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する」と認定(特例認定)を受けたNPO法人です。公益性や透明性、社会的信頼性が高く、寄付促進税制等の優遇税制も対象となります。



発行日：2017年6月1日

発行者：認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会  
TEL：03-5439-4021 Eメール：npoweb@abelia.ocn.ne.jp  
<http://www.npoweb.jp/>

デザイン：佐藤真喜子

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

お問い合わせ先

〒458-0041  
名古屋市緑区鳴子町2丁目170番地

認定特定非営利活動法人  
権利擁護支援『ぷらっとほーむ』

電話 052-899-3220